

第1回東久留米市下水道使用料等検討委員会 議事要旨

1. 開催概要

- 日時： 令和8年7月23日（木） 9時00分～11時46分
- 場所： 東久留米市役所 7階 704会議室
- 出席委員： 森委員、和氣委員、若林委員、高橋委員、矢部委員、長澤委員
- 事務局： 吉川都市建設部長、遠山施設建設課長、大塚主査、佐原主任、石田主任
- 業務受託者： 株式会社ぎょうせい、OAG 税理士法人
- 傍聴者： 6名（途中で3名退室）

2. 開会および市長挨拶

都市建設部長の司会のもと開会し、富田市長より以下の要旨の挨拶が行われた。

- 市長挨拶要旨：

本市の下水道事業は昭和39年の滝山団地土地区画整理事業とともに始まり、平成15年度末には汚水整備が概ね完了して全域で水洗トイレが使える快適な生活環境が整った。しかし現在、事業を取り巻く経営環境は非常に厳しい局面に直面している。人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれる一方で、施設の老朽化に伴う更新需要への対応、物価や人件費の高騰による維持管理費の増大が重なっている。

さらに今般、東京都が運営する流域下水道の維持管理負担金の単価改定があり、これが極めて大きな財政的影響を本市に与えている。東京都側へは市民生活への影響を考慮した慎重な対応を強く求めてきたが、数十年にわたり価格が据え置かれてきた経緯から引き上げはやむを得ないとの判断となり、支出の大幅な増加を避けられない状況となった。

下水道事業は独立採算制を原則とする地方公営企業であり、汚水処理費は使用者が負担することが原則である。将来世代へ負担を先送りすることなく、持続可能な経営基盤を確立するため、委員各位の専門的見地および市民の立場からの忌憚のない意見を賜りたい。

3. 委員長および委員長職務代理の選出

設置要綱の規定に基づき、委員の互選により委員長および委員長職務代理の選出が行われた。

- 委員長： 森 委員（税理士としての専門的知見による推薦、全員賛成）

- **委員長職務代理：** 和氣 委員（森委員長からの指名、全員賛成）

4 下水道使用料等検討委員会への調査・検討報告の依頼

富田市長より以下のとおり、調査検討報告の依頼が行われた。

- **依頼要旨：**

東久留米市下水道使用料等検討委員会設置要綱第2に基づき、貴委員会に対して、下記のとおり調査・検討し報告するよう依頼いたします。

1 調査・検討事項

下水道使用料に関する事項

2 調査・検討理由

本市の下水道事業は、人口減少による下水道使用料収入の減少が見込まれる一方で、老朽化する下水道施設の改築・更新需要が高まる中での物価や人件費の高騰による維持管理費の増加及び汚水処理に係る東京都の流域下水道維持管理負担金の単価改定により支出がこれまでになく増加する見込みとなっている。

このような状況下で、従来の下水道使用料の料金体系では、持続的な下水道サービスの提供や健全な下水道事業経営が困難となることから、本市下水道事業の経営状況に即した適正な下水道使用料の調査・検討が必要であるため。

3 報告期限

令和8年10月末日

5. 議事および意見交換の要旨

【議題1：下水道使用料等検討の流れについて（資料3、資料4、資料5）】

事務局より、使用料検討の基本フロー（財政計画の確認、算定期間の設定、対象経費の算出、収支過不足の確認、使用料体系の検討）および過去の改定経過（直近は平成25年4月改定であり、現在まで13年間料金水準が維持されていること）、今後の全4回にわたる審議スケジュールについて説明が行われた。

- **委員：**

前回の料金改定はいつ行われたか。

- **事務局：**

平成25年4月である。その後は消費税率引き上げに伴う適正化を除き、13年間にわたり現行の料金水準を維持している。

【議題2：下水道事業の経営状況と見通しについて（資料6、資料7、資料8）】

事務局より、本市下水道事業が直面する3つの経営課題（物価高騰、施設の老朽化、人口

減少による減収）および財務状況の詳細、将来の収支見通し（改定を行わなかった場合は約 28 億円の収支不足が見込まれること、仮に 20%改定した場合は 20 m³あたり 338 円の負担増となること等）について説明が行われた。

- **委員：**

資料 6 の 10 ページにある民間活用の手法「ウォーター PPP（官民連携手法）」とはどのようなものか。

- **事務局：**

国が定める指針に基づき、下水道事業の維持管理の効率化や人材育成を目的に民間活力を一括して活用する仕組みである。

民間企業と約 10 年間の長期契約を結び、施設の運営や窓口業務などを包括的に委託する手法であり、本市としても導入に向けた検討を進めている段階である。

- **委員：**

資料 6 の 15 ページにある将来推計において、経費回収率 100%を維持するために必要となる改定率は何%を想定しているか。

- **事務局：**

経営戦略の試算上、21%の改定率で実施した場合に経費回収率 100%を達成・維持できる見込みであり、シミュレーションの参考値として示している。

- **委員：**

1. 経費回収率が現在 85.9%（令和 8 年度推計）に低下する見込みとのことだが、不足する差分は現状どのように補填することとして検討されているのか。
2. 今回の改定の主因である東京都の流域下水道維持管理負担金について、直近の単価改定はいつ行われたのか。
3. 資料に掲載されている、4 回の料金改定に至った背景（理由）は何だったのか。
4. 下水道事業は独立採算が原則であり、汚水処理費についてまで一般会計（市民の税金）からの赤字補填を恒常化させることは、市の厳しい財政状況を鑑みても極めて困難である。約 1.8 億円もの負担金増加という経営環境の変化を踏まえれば、経費回収率 100%を目指して一定の料金改定を行うことは構造上やむを得ないと考えられ、目標として 100%維持を目指すべきである。

- **事務局：**

1. 不足額の補填について、本市はこれまで経営が比較的順調に推移し利益が出ていたため、過去の蓄積である「利益剰余金」が約 3 億円強ある。短期的にはこれを取り崩して充てることで資金をつなぐが、負担金の増加額が大きいこと直ちに枯渇する見通しである。そのため補填の対応については、この対応の他、庁内での調整が必要となるが、不足する部分は一般財源からの補填

の対応が必要となるのではと考える。また、これが今回改定を検討せざるを得ない直接の要因である。

2. 流域下水道の負担金単価については、昭和 57 年度以降、市町村の財政負担に配慮して東京都が剰余金を活用するなどして長年据え置いてきたと説明を受けている。しかし昨今のインフレに伴い東京都側の剰余金も枯渇する見込みとなったため、やむを得ず令和 8 年度からの単価引き上げについて打診があり、本市としても受け入れざるを得なかった経緯がある。
3. これまでの改定については、主に企業債の償還金（返済）が増加し、それに伴い一般会計からの繰入金が増加したことに対応するためのものであったと認識している。

6. 事務局が提示した 3 つの論点に対する意見交換

【論点①：経費回収率 100%（自立的な経営方針）の是非について（追加資料 1）】

事務局より、汚水処理にかかる費用は受益者負担の原則に基づき、一般会計（税金）に依存せず使用料収入で自己完結させる「経費回収率 100%」を維持すべきであるとの市の方針が示され、意見を求めた。

- 委員：

資料 8 の他団体比較において本市の料金が高水準にある背景として、過去に受益者負担金制度が廃止された経緯（昭和 56 年廃止）の説明があった。使用料の本質は汚水の処理費用を賄うものであるが、過去の経緯による影響が、現在の料金体系においてどの程度影響を及ぼしているのか疑問である。

また、本委員会において「改定しない」という選択肢は現実的ではなく、経費回収率の観点からも改定は不可欠であると理解しているが、現時点で料金改定の予定がない他自治体は、今回の流域下水道維持管理負担金の引き上げに対してどのように財政対応しているのか知りたい。市民の負担を考慮しつつ改定の基準を議論するためにも、他市との比較資料をさらに拡充して提示いただけると意見を出しやすい。

- 事務局：

過去の経緯を含めた本市の料金算定における経費の算入割合、改定を予定していない他自治体の流域値上げへの対応状況については調査し、次回委員会にて報告する。

- 委員：

使用料で費用を 100%回収するという大原則は理解できる。しかし、他団体比較（資料 8）を見ると本市の料金は都内 26 市中 3 番目に高い水準にある。料金改定（値上げ）を市民にお願いする前に、市として更なる経営効率化の努力は行われているのか。また、本市は湧き水が豊富であるという地理的特徴があるが、これが下

水道の経営面で有利に働くことはないのか。

- **事務局：**

1. 経営効率化の努力として、管路の老朽化対策において、(資料 6) の通り道路を掘り返して埋め戻す高コストな手法ではなく、既存の管の内側から補修する先進的な工法（管渠更生法）も採用し、経費削減に努めている。また、国が推進しているウォーター P P P について、東久留米市においても導入の検討も進めている。
2. 湧き水の影響について、取水・配水という水道事業に係る部分については東京都の管轄であり、下水道事業（市運営）とは会計が別個であるため、湧き水の存在が下水道経営へ直接的な影響はない。なお、自家用として井戸水をくみ上げて、下水道に流すような使用方法をしている世帯については、「井戸メーター」を設置して水量を検針しており、適正に使用料を徴収している。
3. 本市の使用料が高水準にある背景には、地理的・歴史的要因がある。本市は黒目川・落合川の 2 本の一級河川が流れており、高低差があるため、低い場所から流域幹線へ污水を押し上げる大型ポンプ施設（下谷ポンプ場や 21 箇所のマンホールポンプ）が数多く必要であり、その電気代など維持管理費が経常的にかさむ。また、河川の下をくぐる伏せ越し（横断構造）の管渠も多く、定期的な清掃コストが発生する。歴史的には、受益者負担金を徴収できず、企業債に頼った建設をしてきた経緯もあり、その企業債の償還金が財政を圧迫してきた要因にもなっている。

- **委員：**

説明を聞き、市を取り巻く環境の変化と改定の必要性はよく理解できた。ただ、現行料金が 13 年間も維持されてきた中で、市民側からすれば突然の負担増と感ずるため、丁寧な説明が不可欠である。

個人的には、数年ごとに細かく改定を繰り返すよりも、これだけ期間が空いたのであれば、将来の安定のために必要な水準へ一気に引き上げる判断もやむを得ないと思う。

会場に来ていない多くの市民へ向けて、市報などを通じた広報を徹底してほしい。

- **委員：**

受益者負担金制度が活用できていた場合、本来であれば受け取れた利益（財政的効果）はどの程度のものであったのか。当時の資料や影響想定を参考にしたいので説明してほしい。

- **事務局：**

過去の検証資料や経緯を確認し、次回委員会にて報告する。

●審議結果

財政の健全化および一般会計（税金）へのしわ寄せを解消するため、「経費回収率 100%の維持を目指す」という市の方針については、必要性は一定程度理解されるものの、過去の経緯や周辺市の動向を事務局で整理し、次回以降に改めて継続審議することとされた。

【論点②：下水道使用料の減免制度について（追加資料 2）】

事務局より、現行の減免の状況と、仮に近隣市で導入例の多い「障害者世帯」「社会福祉施設」へ減免を拡大した場合、約 2,846 万円の追加的な減収（財源不足）が見込まれる試算が提示された。

- 委員：

現状の減免分は一般会計から補填されているという認識でよいか。また、新たに対象を追加する場合も一般会計が補填するのか。

- 事務局：

現状はお見込みの通りである。しかし、追加減免分については経費回収率 100%を目指した場合、原則として一般会計からの追加負担ではなく、料金負担（改定率の上昇）となり、他の利用者の負担に跳ね返る形となる。

- 委員：

この減免拡大の議論は、市民から直接的な要望や意見が上がっているから検討しているのか。すごく難しい問題ではあるが、財源が少ない本市において実施する必要があるのか、また今回提示されたような使用者のみを優遇しなければならないのか、判断が難しい。

- 事務局：

市民から具体的な要望が出ているわけではない。料金体系の大幅な見直し（構造改革）を行うこの機会において、低所得者等への配慮のあり方が、現行を基本と考えているが、他の例を見つつ、委員会として一度網羅的に検証いただくために事務局から提示したものである。今回提示した 2 パターンについても、導入事例が比較的多く、試算が可能なものとして選定したものである。

- 委員：

近隣他市や東京都下水道局等がこれらの減免制度を導入するに至った本来の政策的な目的や経緯について、詳細を知りたい。

- 事務局：

他団体における導入目的や背景にある理由を調査し、次回委員会にて報告する。

●審議結果

減免の拡大は、現段階で、経費回収率 100%を目指すとした使用料金へ追加負担が生じる

ため、拡大を判断することは困難である。他団体の減免導入の目的・背景の理由や、減免を織り込んだ場合の複数の改定率シミュレーション結果を事務局で整理し、次回以降に改めて継続審議することとされた。

【論点③：改定の実施時期について】

事務局より、利益剰余金の枯渇見込みの時期、および住民への十分な周知期間の確保、東京都水道局への料金徴収委託に伴うシステム改修に必要な猶予期間（最低限必要なリードタイム）を逆算し、「令和9年秋頃」の改定実施を最短かつ最善の時期として想定している旨が提示された。

- 委員：

改定時期は、新年度（令和10年度）からの開始ではいかがか。

●審議結果

実施時期の妥当性については、今回の経営状況の説明を踏まえ、各委員が次回までにそれぞれの見解を整理し、結論を出すこととされた。

7. 次回の日程

事務局より、次回の第2回委員会は令和8年8月4日（火）午後1時30分より市役所内会議室にて開催し、今回の意見交換を踏まえた具体的な「改定率案と収支見通しの比較検証」を行う予定である旨が案内され、閉会した。